

令和7年 第10回別海町教育委員会議 会議録

1 開催日時 令和7年12月3日（水）
10時00分から10時20分まで

2 開催場所 別海町役場4階第2・3委員会室

3 出席者（3名）
教育長 相澤 要
教育委員 鈴木 桃子
教育委員 石川 貴工

4 出席職員（15名）
教育部長 干場 みゆき
教育委員会部次長 福原 義人
教育委員会部次長 田畠 直樹
教育委員会部次長 角川 具哉
指導主幹 稲村 和典
指導主幹 野口 泰秀
学務課主幹 高津 寛人
学務課主幹 武田 文吉
学校教育課主査 真籠 美香
生涯学習課長 立澤 雅彦
生涯学習課主幹 恒川 敦史
生涯学習課主査 松本 芳樹
西公民館長 竹中 利哉
東公民館長 門間 勝司
図書館長 堀 啓

5 議事日程
議案第1号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議案第2号 令和7年度教育費予算の補正について

－【開会】－

教育長
(相澤要君)

ただいまから、令和7年第10回別海町教育委員会議を開会いたします。

本日の出席者は3名です。

別海町教育委員会会議規則第5条の定足数に達しておりますので、会議の成立を宣言いたします。

開会にあたり、私から一言ご挨拶申し上げます。

本日はご出席いただき、ありがとうございます。

さて、11月15日に青少年プラザで、第72回別海町少年弁論大会が行われました。

14人の中学生弁士が、将来自分は、どうありたいか、どう生きたいか、という考えを、堂々と聴衆に訴えかけてくれました。

審査の結果、最優秀賞は、今の私に出来る事、という論題で発表した上春別中学校2年、古賀楓さんでした。恩送りという言葉があり、恩を受けた人に直接恩返しができなかったとしても、他の人に恩を施すことで恩は送り継がれていく、という内容でした。

他も自分の経験に基づく発表ばかりで、今年は特にレベルが高かったです。

来年7月に行われる管内大会には、最優秀賞の古賀さんと、優秀賞を獲得した中春別中学校1年の近藤姫愛香さんが出場することになりました。二人の活躍を期待しています。

今年度は、ビブリオバトルや合同音楽祭、弁論大会などすべてにおいて小中学生の成長を感じる1年でした。

各学校の指導の成果であるとともに、本町の社会教育と学校教育が噛み合ってきた成果でもあると考えているところです。

本日は、11時半より別海町文化・スポーツ功労者表彰がございます。

お忙しいところ申し訳ございませんが、そちらへの出席もよろしくお願ひいたします。

本日は、議案は2件でございます。

よろしくお願ひいたします。

－【前回会議録の承認】－

教育長
(相澤要君)

日程第2前回会議録の承認に入ります。

令和7年第9回の会議録につきまして、事前に委員の皆様に事務局から送付しておりますので、訂正御意見等がありましたら発言をお願いしたいと思います。

	(「なし」の声あり)
教育長 (相澤要君)	なければ承認することとしてよろしいですか。
教育長 (相澤要君)	(「はい」の声あり) 第9回の会議録について承認することといたします。
教育長 (相澤要君)	<p style="text-align: center;">—【報 告】—</p> <p>日程第3報告に入ります。</p> <p>11月14日に開催しました令和7年第9回教育委員会議から本日までの行事や実施事業等について、事務局から報告をお願いいたします。</p>
教育部長 (干場みゆき君)	<p>はい、干場部長。</p> <p>11月14日に開催しました第9回教育委員会議以降、本日までの主な行事や実施事業等について、お手元の報告事項をもとにご報告いたします。</p> <p>抜粋させていただきます。</p> <p>まず、11月15日、第72回別海町少年弁論大会が開催され教育長と関係職員が対応しております。</p> <p>11月17日、令和7年度根室・釧路管内図書館協議会地方研究集会が開催され、教育長が出席しています。</p> <p>11月17日から21日まで、令和8年度当初教職員人事異動に係る校長、教頭面接があり教育長と関係職員が対応しています。</p> <p>11月20日、生きる力アッププロジェクトおおだて型授業研修会が開催され、教育長及び関係職員が出席しています。</p> <p>11月27日、令和8年度当初教職員人事にかかる根室教育局との協議が実施され、教育長及び関係職員が対応しています。</p> <p>11月28日に、日本ハムファイターズ野球教室開催に伴う表敬訪問があり、教育長及び副町長が対応しています。</p> <p>本日、第10回教育委員会議となっております。</p> <p>以上です。</p>
	<p style="text-align: center;">—【議 事】—</p> <p>それでは、日程第4議事に入ります。</p> <p>議案第1号公の施設に係る指定管理者の指定について、事務局から説明願います。</p> <p>はい、松本主査。</p> <p>それでは、議案第1号公の施設に係る指定管理者の指定について内容を説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお開きください。</p> <p>現在、別海町総合スポーツセンター施設の管理運営に関し、令和5</p>

年4月1日から3年間、一般財団法人別海町地域振興財団を指定管理者として指定し、4期目の管理運営を委託しておりますが、来る令和8年3月31日をもって、指定管理期間が終了することから、新たに指定管理者の指定を行うものです。

令和8年3月31日の指定期間完了に伴い、本年8月22日に開催しました公募の有無を判断する、指定管理者選択委員会において協議した結果、公募が妥当とされました。

その後、9月8日から10月7日までの期間で公募を行った結果、現在の指定管理者である一般財団法人別海町地域振興財団の1団体から申請がありました。

10月30日、別海町公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例施行規則第5条に基づく、別海町公の施設に係る指定管理者選定委員会が開催され、今回申請のありました内容について審査の結果、候補者として選定され、指定期間においても3年間が適当であるとの意見をいただきましたので、町へ指定の申し出をするものです。

以下、議案を朗読し説明いたします。

議案第1号公の施設に係る指定管理者の指定について、公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により別海町長に申し出する。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

名称、別海町総合スポーツセンター施設。

所在地、各施設の名称および所在地につきましては、2ページ、別紙のとおりとなっており、別海町市民体育館から町営テニスコートまでの13施設になっています。

2、指定管理者。

住所、別海町別海川上町139番地の108。

名称、一般財団法人別海町地域振興財団。

代表者名、代表理事、磯田忠雄。

3、指定の期間。

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで。

以上で、議案第1号の内容説明を終わります。

議案第1号について内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら、お受けします。

(「なし」の声あり)

教育長
(相澤要君) 御質問等がなければ採決いたします。

教育長
(相澤要君) 議案第1号について原案のとおり可決することに御異議ありません

教育長
(相澤要君)

学務課主幹
(武田文吉君)

学校教育課主査
(真籠美香君)

生涯学習課主幹
(恒川敦史君)

んか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようですので、議案第1号について原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第2号令和7年度教育費予算の補正について、事務局から順次、説明をお願いいたします。

はい、武田主幹。

議案第2号令和7年度教育費予算の補正について説明いたします。

議案3ページをご覧ください。

令和7年度教育費予算の補正について、別紙のとおり別海町長に申し出する。

内容につきましては、別冊の補正予算資料をご覧ください。

この後は、各担当から続けて説明させていただきます。

まずは私の方から学務課学校施設担当要求分について説明いたします。

歳出です。2ページ上段になります。

10款2項1目各小学校経費の小学校事務経費、燃料費5,400千円の増、及び6行目、10款3項1目各中学校経費の中学校事務経費、燃料費3,300千円の増は、燃料費高騰に伴い不足が見込まれる予算を増額するものです。

続いて、3行目、10款2項4目義務教育学校整備事業、非常勤職員報酬614千円の増、及び費用弁償10千円の増、食糧費15千円の増については、別海中央地区の義務教育学校設立に向けた地域協議会開催に係る経費を増額するものです。

以上、学務課合計9,339千円の増額要求となります。

続きまして、学校教育課要求分について説明いたします。

補正予算資料の2ページ中段をご覧ください。

10款1項4目奨学資金貸付事業経費です。

奨学資金2,460千円の減は、奨学資金の貸付金額確定による減額となります。

なお、本年度は14名への貸付で総額4,740千円で確定しています。

以上で学校教育課分の内容説明を終わります。

続きまして、生涯学習課の生涯学習担当分についてご説明いたします。

補正予算資料の2ページの中段、上から11段目になります。

生涯学習課主査
(松本芳樹君)

2款総務費1項16目別海高等学校教育支援事業、海外研修派遣費補助事業の派遣費補助金3,600千円の減ですが、今年度につきましては希望者がいなかつたことから、全額を減額するものです。

続きまして、その下の10款教育費5項4目友好都市少年少女ふれあいの翼交流事業の報償金16千円から一番下段の駐車場等使用料1千円までになりますが、すべて執行残の減額となっています。

生涯学習担当分については以上でございます。

次に生涯学習課社会体育担当分についてご説明いたします。

補正予算資料の3ページをお開き願います。

1段目、10款6項1目アスリート支援事業オリンピック出場選手応援事業補助金20,000千円の増です。

来年2月に開催される第25回オリンピック冬季競技大会に当町出身選手が選出される可能性が高い状況になっており、地元出身選手を町民一体となって応援することで、今後のスポーツ振興醸成等に資すると考えられることから、オリンピックを現地で応援する方へ渡航費や、会場への入場券購入費の補助を行うため増額するものです。

次に2段目、10款6項4目町営陸上競技場整備事業、業務委託料403千円の減と、3段目、町営野球場整備事業、業務委託料282千円の減です。

両事業とも、昨年度に引き続き実施した芝生の更新作業に係る事業費が確定したことによる執行残の減額です。

以上、生涯学習課は14件の歳出補正で、合計15,153千円の増額になります。

以上で、生涯学習課分の説明を終わります。

続きまして、中央公民館所管分について御説明いたします。

いずれも、事業完了に伴う事業費確定による減額補正となっています。

はじめに、10款5項9目生涯学習センター費、柳家やなぎ真打昇進記念落語独演会開催事業ですが、8節旅費から13節使用料及び手数料を合わせまして、262千円の減。

次に、10款5項9目生涯学習センター費、生涯学習センター管理経費で、生涯学習センター国旗掲揚台設置工事完了に伴うもので、14節工事請負費1,572千円の減額補正で、中央公民館合計で、1,834千円の減額補正をしたいというものです。

以上で、中央公民館の内容説明を終わります。

続きまして、図書館分の補正内容について説明いたします。

図書館長

(堺啓君)	まず歳入です。予算資料1ページをご覧ください。 18款1項2目教育費寄附金100千円の増は、公益社団法人根室地方法人会別海支部女性部からの図書購入費の寄附による増額です。
	続いて歳出です。資料の3ページ中段です。 10款5項7目図書館図書等購入事業100千円の増額は先程の歳入の増額に併せ同額補正するものです。
	次に郷土資料館分です。 歳出のみとなります。予算資料3ページ下段です。
	10款5項8目郷土資料館管理経費ですが、誘導灯交換及び光熱水費の不足により合計288千円を増額するものです。
	以上で、議案第2号の内容説明を終わります。
教育長 (相澤要君)	議案第2号について内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら、お受けします。
	何かございませんか。
	はい、石川委員。
教育委員 (石川貴工君)	中央公民館ですが、柳家やなぎ真打昇進記念落語独演会開催事業の減額の理由を教えてください。
教育長 (相澤要君)	はい、福原館長。
	事業完了に伴う執行残の減額補正となります。
	その他ございませんか。
	はい、鈴木委員。
教育委員 (鈴木桃子君)	予算資料3ページのアスリート支援事業ですが、想定人数を教えてください。
教育長 (相澤要君)	はい、松本主査。
	はい、40人と想定し積算しています。
	以上です。
	よろしいですか。
	その他、ございませんか。
	(「なし」の声あり)
教育長 (相澤要君)	御質問等がなければ採決いたします。 議案第2号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)

教育長 (相澤要君)	異議がないようですので、議案第2号について原案のとおり決定することいたします。
教育長 (相澤要君)	<p style="text-align: center;">－【その他】－</p> <p>それでは日程第5その他に入ります。 事務局から何かありませんでしょうか。 はい、恒川主幹。</p>
生涯学習課主幹 (恒川敦史君)	<p>それでは、私の方からは、来週から始まります12月議会に対し、別海町青少年問題協議会条例の一部を改正する議案を提出することになりましたので、そのことについて少し説明と報告をさせていただきます。</p> <p>なお、本来、教育委員会で改正する条例等につきましては、この教育委員会議で議案として諮るところですが、別海町青少年問題協議会につきましては、執行機関は教育委員会ではなく町長部局になっていることから、今回の改正につきましては、議案ではなくその他での報告という形をとらせていただきますことをご理解願います。</p> <p>それでは、説明させていただきます。</p> <p>本条例につきましては、国の地方青少年問題協議会法に基づき設置しているものであり、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき、必要な重要事項を調査審議し、関係行政機関相互の連絡調整を図ることを目的としております。</p> <p>しかしながら、本条例は平成12年に一度改正して以来、改正が行われておらず、現状に即した内容になっていないことから今回改正を行うものです。</p> <p>主な改正内容につきましては、協議会の会長を委員の中から互選することや、委員の構成メンバーの変更、また、いじめの重大事態に対し、専門員を置くことなどとなっています。</p> <p>なお、この条例改正が議決された後に、併せて規則も今回の条例改正の内容に沿うような形で改正することとなりますので、報告とさせていただきます。</p> <p>以上です。</p> <p>それでは、ただ今の説明に対し、ご質問等がありましたらお受けいたします。</p> <p>はい、石川委員。</p> <p>これは後で資料をいただけるのでしょうか。</p> <p>はい、参考資料として提出いたします。</p>
教育委員 (石川貴工君)	
生涯学習課主幹 (恒川敦史君)	

教育長 (相澤要君)	その他、ご質問等がありましたらお受けいたします。何かございませんか。
	(「なし」の声あり)
学教育長 (相澤要君)	その他、事務局から何かございますか。
学校教育課長 (田畠直樹君)	はい、田畠次長。 学校教育課から 1 件報告させていただきます。 去る 10月 22 日に、上春別学校区を運行しておりますスクールバスひとみ 13号が一般道道中西別計根別線通の上春別 291 番地において、路外に転落する事故を起こしております。 幸い下校する児童を学校に迎えに行く前の事故であったことから児童、生徒は乗車しておらず、大惨事には至りませんでしたが、人の命を預かる運行管理受託者として、より一層の安全運転に努めるよう厳重に注意するとともに再発防止の徹底を指示しておりますことをご報告させていただきます。
	以上です。
教育長 (相澤要君)	ただ今の説明に対しご質問等がございましたらお受けいたします。
	(「なし」の声あり)
教育長 (相澤要君)	その他、事務局からありませんか。
	(「なし」の声あり)
教育長 (相澤要君)	その他、委員の皆様からありませんか。
	(「なし」の声あり)
教育長 (相澤要君)	それでは以上で、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。
	これをもちまして令和 7 年第 10 回教育委員会議を閉会いたします。
	皆様大変お疲れ様でした。

- 【閉 会】 -